

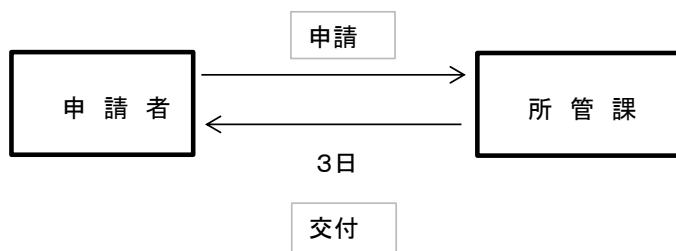
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 163

処 分 名	医療法人の理事数特例認可	
処 分 の 概 要	医療法人の理事の減員を認可する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第46条の5第1項ただし書	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標準処理期間	計	3日
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】 医療法 第四十六条の五 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。 2 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によつて選任する。 3 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によつて選任する。 4 医療法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。 5 第四十六条の四第二項の規定は、医療法人の役員について準用する。 6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。 7 前項本文の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 8 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。 9 役員任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第四十六条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 一 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。 一 法人 二 成年被後見人又は被保佐人 三 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。 4 財団たる医療法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>医療法施行規則 (医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請) 第三十一条の五の三 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 当該理事の住所及び氏名 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。